

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4(2) 高齢者・障がい者など支援を必要とする人に対する福祉サービスの充実

- ① 2009 年度介護報酬改定および緊急経済対策である「大阪府介護職員処遇改善交付金」および「大阪府福祉・介護人材処遇改善事業助成金」の主旨をいかし、介護労働者の処遇を改善すること。さらに、介護労働者が安心して働き続けられる環境を整備するため、「大阪府介護サービス情報公表システム」の調査情報項目に、従業員に対する健康診断や感染症対策の実施の有無、夜間を含む労働時間、労働関係法規の順守状況、社会保険の加入状況などを追加すること。

（回答）

「大阪府介護職員処遇改善交付金」及び「大阪府福祉・介護人材処遇改善事業助成金」事業は、国の緊急経済対策の一環として、平成 21 年度補正予算で制度化され、平成 21 年 10 月サービス提供分から平成 24 年 3 月サービス提供分までの 2 年半で実施する事業です。

この制度は、福祉・介護職員と他の業種職員との賃金格差を縮め、介護現場を確かな雇用の場として成長させることを目的として、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ所要資金を交付することにより、福祉・介護職員のさらなる処遇改善を推進するものです。

より多くの事業者の方が制度を活用できるように、申請のご案内を通知すると共に、説明会の開催やホームページ等によるきめ細かい情報提供などを行っているところです。

また、同制度は平成 23 年度までの時限措置であるところから平成 24 年度以降も継続して処遇改善が図られるよう恒久的な措置及び財源確保について、国に働きかけているところです。

今後とも制度の主旨をいかし、より多くの介護労働者の処遇改善がなされるよう事業推進を図ってまいります。

「介護サービス情報の公表」制度は、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」という介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用において保障するため、利用者の選択を支援することを目的として、介護サービスの内容等に関する情報の公表を介護サービス事業者に義務付けています。

調査情報は、その事業所におけるサービスの内容、運営等取組の状況を利用者が把握するための情報で、その根拠資料を調査員が事実確認した後に公表されるものです。

お示しの項目は、従業員の労働条件に関するものであって、利用者の選択を支援する制度の目的とはいささか趣旨を異にするものであると思われます。

なお、「情報の公表」制度における公表は、国が作成したシステムにより統一的な様式で行われるため、現行制度の下において大阪府が独自に項目を追加することは難しい状況です。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課、居宅事業者課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4(2)

- ② 介護療養病床を利用している要介護者が、国の施策の方向性として示されている介護療養病床再編に伴って行き場を失うことがないように、国の動向も注視しながら「大阪府地域ケア体制整備構想」で取り組みの方向として位置づけられている在宅介護サービスや施設・居住系サービス、在宅医療・地域リハビリテーションなど、サービス基盤の確保・充実を大阪府が主体的に医療機関、介護施設等と連携しながら行うこと。

（回答）

療養病床の再編成にあたっては、高齢者の状態に見合った適切な介護サービス等が提供され、現在入院されている患者や家族はもとより府民が不安を抱くことのないよう平成 20 年 1 月に「大阪府地域ケア体制整備構想」を策定したものです。

療養病床の再編成については、昨年の実態調査で全国的に進んでいないことが判明し、平成 23 年度末で廃止予定であった介護療養病床については、廃止の期限の猶予が検討されています。

また、大阪府地域ケア体制整備構想が示す施策の方向性に沿い、すべての高齢者がその個性に応じて主体的に生活をおくることができる「明るく活力のある高齢社会」を築いていけるよう、平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とする「ふれあい大阪高齢者計画 2009」に反映させ、計画的に取り組んでいるところです。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課、施設課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

4(2)

- ③ 第3次大阪府障がい者計画（後期計画）に基づき、地域生活支援事業など地域における障がい福祉サービス基盤を整備し、必要なサービス量が確保されるよう、十分な財政措置を講ずることなど、大阪府内各市町村に対し働きかけを行うこと。さらに、府民の障がい者福祉サービスに対する理解を促進するための啓発の取り組みを行うこと。

(回答)

市町村が実施する障がい福祉サービスや主な地域生活支援事業については、第3次大阪府障がい者計画（後期計画）及び第2期大阪府障がい福祉計画において、平成23年度までの必要な見込み量を定めています。

府としては、これらの計画の進捗状況を的確に把握するとともに、基金事業の活用などにより市町村の取組みを支援するなど、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向けて総合的・計画的に施策を展開していきます。

また、サービスを必要とする人に対し、制度に関する情報が広く確実に行きわたるように、市町村においても、障がい者団体や住民への説明会をはじめ、パンフレットやホームページ等、様々な手段を用いて制度周知を行うよう、特に、窓口に来ることができない障がい者等に対しても、相談支援事業者や障がい者相談員等と連携し、障がい福祉サービスの利用に関する情報が行き届くよう、指導・助言を行っているところです。

今後とも、サービス提供主体である市町村と緊密に連携しながら、障がい者福祉の推進に一層努力していきます。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課